

2021 年 6 月 30 日

世界と伍する研究大学専門調査会（第 5 回）における意見

小林 喜光

- 我が国は「世界と伍する研究大学」の誕生まで何年待てるのか。他国との競争上、改革に何年の猶予があるのか。
- 国策としてカーボンニュートラルとデジタルトランスフォーメーションにコミットし、加えて、「AI 技術」・「バイオテクノロジー」・「量子技術」・「マテリアル」、「健康・医療」・「宇宙」・「海洋」・「食料・農林水産業」という戦略的分野を特定する中、我が国が「世界と伍する研究大学」に期待する学問領域はどこか。
- 我が国に適合したイノベーション・エコシステムの形成のためには、「世界と伍する研究大学」群全体で、創発的な基礎研究と社会実装的な応用研究（両者の止揚系を含む）の比率をどの程度とすべきなのか。
- 以上のような観点から 10 兆円ファンドの政策意図をあらためて整理し、それに即して支援対象大学（「世界と伍する研究大学」）の選考基準・選考手続きを具体的に策定する必要があると考える。
- 選考に当たっては、基準に適合した改革の意志および実際に改革を断行できるガバナンス体制（学長の人選を含む）両方の具備を条件とすべきだと考える。
- 組織におけるガバナンスの実効性を担保するのは、「裁き手」による経営（執行）陣への監視である。上場企業においては（近年マルチステークホルダーへの配慮の重要性が格段に高まっているとはいえ）、第一義的な裁き手であるグローバルな「株主」に最大限報いるために、すべてのガバナンス体制（取締役会のあり方や CEO 選解任の手続きなど）が規定されている。
- 大学においては株主に相当する別格に優位の裁き手を設定し難いものの、「世界と伍する研究大学」に対しては、ステークホルダーの種類とそれぞれのステークホルダーが要求する価値を整理し、優先順位づけすることを義務化すべきではないか。
- その上で、理事会の陣容や学長の選解任手続き（意向投票の重みづけを含む）などが、ステークホルダーにコミットする価値の創出を担保するものか否かによって、大学ガバナンスの優劣を審査することが必要だと考える。

以上